

「平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」 に沿った採用活動をお願いします

北海道高等学校就職問題検討会議では、高校生の企業への応募機会を拡大するとともに、企業のより良い人材確保に資するため、裏面のとおり、平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せを行いました。

事業主の皆様には、申合せの趣旨をご理解いただき、高校生の円滑な採用活動と、採用枠の確保・拡大につきましてご協力をお願いします。

特に、選考日及び選考結果の通知が遅くなることや、応募書類の到着から選考結果の通知までの期間が長くなることは、高校生の応募機会を奪い、進路決定に深刻な影響を及ぼすほか、企業の信用・信頼を損なう結果につながりますので、申合せの遵守をお願いします。

採用・選考における留意点について

- 今回の申合せでは、**平成29年11月1日以降は、生徒が1人2社まで応募**することが認められています。このため、複数の内定を得た生徒がいた場合、内定を辞退することもあり得ますのでご承知ください。
- 内定を辞退されると円滑な採用活動に支障が生じるとして、**自社のみの応募者（単願者）を希望する場合は、求人票の補足事項欄に「単願限定」と記載**するようお願いいたします。

選考日及び選考結果の通知について

- 応募書類を受理した企業は、**選考日を速やか、かつ確実に学校を経由し、生徒に通知**するようお願いいたします。
- 選考試験を行った企業においては、**選考結果を1週間以内を目途に、書面により学校を経由して本人に通知**するようお願いいたします。また、**応募者が多数である等やむを得ない場合であっても、10日以内に通知**するようお願いいたします。
- なお、生徒は、採用内定を受けた日から2週間以内に学校を経由して企業に意思表示を行うこととなりますので、ご承知ください。

悪い例1 応募書類が届いたものの、ほかにも応募があるかもしれないので、1ヶ月様子を見てから選考日を通知した。

悪い例2 求人票に記載されていない筆記試験や面接を複数回実施し、結果として応募から選考結果の通知までの期間が長くなった。

その他の留意点について

- 指定校制について
職種や仕事内容から、学校・学科の指定等を行う場合であっても、求人 の共有化を図り、生徒の応募機会の均等や受験機会が確保されるよう、できる限り求人情報を公開するようお願いいたします。
- 公正な採用選考について
採用選考にあたっては、**本人に責任のない事項（家族状況や家庭環境等）や、本来自由であるべき事項（思想・信条に関する事等）など、就職差別につながるおそれのある質問をしない**ようお願いいたします。
- 選考スケジュールについて

求人受付開始	求人公開開始	推薦開始	選考・採用内定開始
平成29年6月1日	平成29年7月1日	平成29年9月5日	平成29年9月16日

- 北海道高等学校就職問題検討会議の構成について

北海道経済連合会、（一社）北海道商工会議所連合会、北海道中小企業団体中央会、（一社）北海道中小企業家同友会、北海道高等学校進路指導協議会、北海道高等学校長協会、北海道私立中学高等学校協会、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道職業能力開発促進センター、北海道、北海道教育庁、厚生労働省北海道労働局

平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

1 応募・推薦について

- (1) 生徒の企業への応募・推薦は、推薦開始日から10月31日までは1人1社とするが、11月1日以降は、1人2社まで応募・推薦ができる。
- (2) 複数応募・推薦に伴う取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 求人票への明記について
企業は、内定辞退により円滑な採用活動に支障が生じる等特別の事情があるため単願者のみの応募を希望する場合は、公共職業安定所に求人票を提出する際に、求人票の補足事項欄に、11月1日以降の応募・推薦に際し、「単願限定」と明記する。
 - イ 選考結果前の応募・推薦について
選考試験を受け、10月31日までに採用内定通知がない場合は、原則として11月1日以降、1の(1)の範囲内で生徒の応募・推薦ができる。
 - ウ 応募社数の取扱いについて
11月1日以降は、1の(1)の範囲内で、随時、複数応募・推薦ができる。
 - エ 指定校求人との併用について
11月1日以降は、1の(1)の範囲内で、指定校求人と公開求人を併用した複数応募・推薦ができる。
 - オ 公務員試験との併願について
公務員試験を受験し、10月31日までに最終的な試験結果が出ていない場合、11月1日以降、企業への応募・推薦については、1人1社の応募・推薦ができる。

2 指定校制について

企業は、公共職業安定所に求人票を提出する際に、職種や仕事内容から学校・学科の指定等を行う場合は、次の事項に配慮する。

- (1) できる限り求人の共有化を進めることにより生徒の応募機会の均等を図る。
- (2) 指定を受けない学校において応募希望の生徒がいる場合は、生徒の受験機会の確保に努める。

3 校内選考について

高等学校は、生徒の進路選択能力や職業観・勤労観を最大限尊重するため、校内選考において、次の事項に配慮する。

- (1) 生徒の進路希望を尊重して応募先を決定することを基本とする。
- (2) 企業の応募条件を確認の上、単に学習成績や出欠状況のみの判断ではなく、生徒の意欲・適性・能力等を考慮し、総合的に判断する。

4 選考日及び選考結果の通知について

- (1) 応募書類を受理した企業は、選考日を速やか、かつ確実に高等学校を経由し、生徒に通知する。
- (2) 企業は、選考結果を1週間以内を目途に書面により、高等学校を経由し、生徒に通知するものとし、応募者が多数である等やむを得ない場合であっても10日以内に通知する。

5 採用内定に対する意思表示の通知等について

生徒は、採用内定を受けた日から2週間以内に、高等学校を経由し、企業に対して承諾書又は辞退書により意思表示を通知するほか、採用内定に関しては、次のとおりとする。

- (1) 承諾書を提出した場合は、特別の事情等がない限り、内定は辞退しない。
- (2) 「単願限定」の求人企業に応募・推薦し内定を受けた場合は、特別の事情等がない限り、承諾する。
- (3) 公務員試験との併願の場合、12月末日までに公務員試験の最終的な試験結果が出るものについては、その結果発表後に意思表示の通知ができる。

6 公正な採用選考について

企業は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、次の事項に留意する。

- (1) 応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考に努める。
- (2) 採用選考に当たり、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項等で、就職差別につながるおそれのある事項に留意する。